

～榊葉町から転出される方へ～

新しい住所に住み始めてから**14日以内**に、新住所地で転入の手続きをしてください。
 転入の手続きには下記のものをお持ちください。

- ① 転出証明書 ② 印鑑
 ③ 身分証明書（運転免許証等） ④ マイナンバーカード（通知カード）

▼下記の事項に該当する方は、次の手続きが必要です。

榊葉町での手続き		窓口	新住所地での手続き
印鑑登録 をしている方	転出（予定）日での抹消になりますので 印鑑登録証は破棄してください。	住民福祉課 戸籍住民係	新たに印鑑登録をしてください。
マイナンバーカード をお持ちの方	マイナンバーカードを窓口で提示してください。		マイナンバーカードの 継続利用 をしてください。 転入より 2週間以内 に手続きしないとカードが 使えなくなります。
通知カード をお持ちの方	お手続きは必要ありません。		窓口で新しい住所を記載してもらってください。 （令和2年5月25日以降、この手続きは不要で す。）
国民健康保険 に加入している方	保険証をお返してください。	住民福祉課 国保年金係	新たに加入の手続きをしてください。
後期高齢者医療制度 を受けている方	後期高齢者医療被保険者証をお返してください。 県外へ転出される方へは負担区分証明書を交付します。		新たに加入の手続きをしてください。 県外へ転入される方は負担区分証明書をお 持ちください。
児童手当 を受けている方	資格消滅の手続きをしてください。	住民福祉課 社会福祉係	児童手当の申請をしてください。 印鑑、預金通帳をお持ちください。
児童扶養手当 特別児童扶養手当 を受けている方	手当証書、印鑑をお持ちください。 住所変更の手続きを行います。		住所変更届を提出してください。
障がい者手帳 自立支援医療受給者証 をお持ちの方	お手続きの必要はありません。		手帳の住所変更手続きをしてください。
医療福祉費受給者証 をお持ちの方	受給者証をお返してください。		新たに申請してください。
障がい福祉サービス 障がい児支援サービス を利用している方	受給者証をお返してください。		新たに申請してください。
介護保険被保険者証 の交付を受けている方	介護保険被保険者証をお返してください。 要介護認定を受けている方には、受給資格証明書をお 渡しします。	住民福祉課 介護保険係	要介護認定を継続する場合は、受給資格証 明書をお持ちください。
乳幼児・子ども医療 を受けている方	乳児医療受給者証をお返してください。	住民福祉課 保健衛生係	健康保険証・印鑑を持参してください。
小・中学校 に在学している方	現在の学校から、在学証明書・教科書給与証明書をお 受け取りください。	学校	在学証明書・教科書給与証明書を持参して ください。
固定資産 をお持ちの方	納税通知書の送付先を変更をしてください。	税務課	お手続きは必要ありません。
バイク (125cc以下) をお持ちの方	ナンバープレート・印鑑・標識交付証明書を持参し、 廃車届をして廃車証明書をお取りください。		廃車証明書、印鑑を持参し登録の手続き をしてください。
水道 について	下記へご連絡ください。 双葉地方水道企業団 総務課営業係 (TEL：0240-25-5323)		双葉地方 水道企業団

※その他、手続きは必要に応じてお問い合わせください。

榊葉町役場 住民福祉課 戸籍住民係
 TEL：0240-25-2111（内線158）
 〒979-0696
 福島県双葉郡榊葉町大字北田字鐘突堂5番地6

